

平成20年度第4回理事会議事録

日 時 平成20年9月10日(水) 14:00～

場 所 日本体育協会 理事・監事室

出席者 <理事>

森会長、佐治副会長、岡崎専務理事、泉常務理事、森常務理事、有賀、臼井、尾崎、小関、落田、坂本、篠宮、鈴木、竹田、田中、中内、不老、古川、松田、渡邊の各理事

<委任>

監物常務理事、久保田、斉藤、福島、樋口、御手洗の各理事(議長に委任)

<監事>

市川監事

理事総数26名、うち出席20名、委任6名、計26名で寄附行為第32条に基づき理事会成立。

議 案

第1号 第65回国民体育大会冬季大会の開催地について (泉委員長)

国民体育大会開催地については、国体開催基準要項では、開催3年前に開催地を決定することとなっているが、スケート、アイスホッケー、スキーの各競技会を開催する冬季大会は、地理的な条件から開催可能な都道府県が限定され、本大会と比べ開催の順序が早く回ってくることで開催に係わる経費的な負担感が大きいことなどから、冬季大会の重要性は十分認識しつつも、開催地立候補の決断をしかねている状況により、近年、開催地の選定が非常に難航している。

本会では、国民体育大会委員会内に「冬季大会の開催をめぐる諸課題への対応プロジェクト」を設置し、開催地の経費負担軽減への対応、開催地の選定方法、他の総合的な競技会との連携、の三点を中心的な課題とし、とりわけ「開催地の選定方法」を早急に確立することが緊急の課題であると認識に立ち、その対応策として「開催地のローテーション化」について、開催可能な都道府県との協議を行うなど、積極的に検討を行っており、今後とも各都道府県をはじめとした関係機関・団体の

意見を十分踏まえ、年内には開催地を決定できるよう取り組んでいるところである。

については、開催地の選定及び決定について、森会長及び国体委員長に一任願いたい旨説明の後諮り、これを承認。

報告事項

1. 会務関係

(岡崎専務理事)

(1) 平成21年度国庫補助金概算要求について

去る7月9日開催の第3回理事会において、会長一任事項となっている平成21年度国庫補助金概算要求については、文部科学省と折衝を進めた結果、平成20年度に対し、5百2万1千円増の5億3千8百19万5千円となった。

内訳としては、「スポーツ指導者養成事業」については、新たに各種資格の研修会を要求したことによる増額。「アジア地区スポーツ交流事業」では、日韓スポーツ交流事業の拡充を計画しているが、日・韓・中ジュニア交流競技会が韓国開催となることによる減額。「海外青少年スポーツ振興事業」(ODA事業)は本年度と同額となっている。

また、国庫補助金その他、文部科学省委託事業である「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」、「トップアスリート派遣指導事業」及び「子どもの発達段階に応じた体力向上プログラムの開発」の3事業については、継続して文部科学省から財務省に概算要求されており、「総合型地域スポーツクラブ育成推進事業」については、平成20年度とほぼ同規模の400クラブで「総合型地域スポーツクラブ」を育成する計画であり、7億3千6百85万4千円が要求されている。「トップアスリート派遣指導事業」については、960か所に規模拡充を図り、2億4百50万4千円が要求されている。「子どもの発達段階に応じた体力向上プログラムの開発」については、平成20年度と同規模の1千6百16万7千円が要求されている。

補助事業及び委託事業とも、例年であれば12月下旬には内定の運びとなることを報告。

(2) 「日本体育協会スポーツ憲章」の改定について

本会では、昭和61年、健全なアマチュア・スポーツの発展を図ることを目的として、加盟団体に対して規範を広く明示するため「日本体育協会スポーツ憲章」を制定し、「スポーツの意義・目的」、「アマチュア・スポーツマンのあり方」、「本会加盟団体の使命」等を定め、併せて「競技

者規程作成のためのガイドライン」を示し、本会加盟競技団体に対し、「スポーツ憲章」に基づいた「競技者規程」の制定を奨励してきた。

また、平成17年には、国内・外のスポーツ界の動向を勘案し、本会寄附行為の「アマチュア語句」の削除等による改定を行い、従来の「アマチュア・スポーツの統一組織」から「国民スポーツの統一組織」へ表記を変更し、本会が「国民スポーツ振興」の担い手であることを明確にした。

今回、寄附行為に合わせ本会諸規程の整備を進めるため、企画部会において「スポーツ憲章」について、「アマチュア語句」の削除等の見直し作業を取り進めた。

改定内容を検討するにあたり、「スポーツ憲章」の「アマチュア語句」表記の削除に関して、平成18年8月加盟競技団体に対しアンケート調査を行い、調査結果を参考に、企画部会で改定案を作成し、平成19年8月、加盟団体及び準加盟団体に対し「スポーツ憲章」改定案を提示後、聴取した意見を踏まえ、企画部会で最終的な改定案をとりまとめ、去る6月19日開催の総合企画委員会において審議・承認した。

今回の改定内容の概要としては、前文について「アマチュア・スポーツ発展のための精神を基調とし、これに基づく」との表現を、「国民スポーツの振興を図るため、スポーツ精神を育むとともに」に修正し、「スポーツ精神」については説明を追記。

第1条については「スポーツの意義・目的」から「スポーツの意義」に変更。

第2条については「アマチュア・スポーツマンのあり方」から「スポーツを行う者の心得」に変更し、「アンチ・ドーピングに関する規定を遵守する」を追加。また、「スポーツを行うことによって、自ら物質的利益を求めない」、「スポーツによって得た名声を、自ら利用しない」との項目は削除したが、各競技団体の競技者登録の実情を勘案すると、国際競技連盟規程上、この記述が必要な競技団体もあるため、新たに附則2を設け、現行と同様に記述が可能となる対応とした。

第3条については「加盟団体の使命」から「加盟団体の使命と役割」に変更、「アマチュア語句」を削除。

「スポーツ憲章」に添付する「競技者規程作成のためのガイドライン」についても「アマチュア語句」の削除等を行い、第2項「列記した項目に該当したものを、競技者として登録できない」としていた表現を、各競技団体とその国際競技連盟の事情に対応できることとし、「加盟競技団体は、記述した項目に該当したものを、自らの諸規程及び諸事情等により、競技者として登録しないことができる」に修正。

項目(c)では、名前・写真の広告使用に関し、「これに伴う支払いは、すべて競技団体宛であり、競技者本人であってはならない」との表現を削除し、新たに項目(G)として「所属競技団体の規程に抵触した者」を追加。

以上、改定内容について説明し、本日付での施行とした上で、加盟団体に対してその旨周知することを報告。

2. 国民体育大会関係 (泉委員長)

(1) 国民体育大会における実施競技について

今後の国民体育大会の実施競技のあり方と競技の実施形態については、去る8月27日の第3回国民体育大会委員会において資料の通り承認された。

実施競技の区分は「正式競技」、「公開競技」、「デモンストレーションスポーツ」の3区分とした。「正式競技」は本会加盟団体の競技であり、都道府県対抗形式で、天皇杯・皇后杯成績の対象として実施。実施形態については「毎年実施競技」、「隔年実施競技」、「開催地選択競技」とし、各区分における競技の選定については4年ごとに見直しを行う。「公開競技」は本会加盟団体の競技であって、天皇杯・皇后杯成績の対象外とし、一定の条件を満たした競技団体の競技が開催地と調整の上、都道府県対抗形式に限定されずに実施できることとし、本会加盟団体の競技が等しく国体へ参加できる体制を整えるとともに、大会会期前から実施を認め、開催地内の既存の施設等を有効に活用した実施方法を可能とした。

「デモンストレーションスポーツ」は、開催地内のスポーツ振興の観点より、開催地内の居住者を対象として実施することとした。

国民体育大会正式競技選定に係る評価項目の配点基準についても、資料の通り承認され、「1.国内外における競技の位置づけ」の「(1)オリンピック競技大会で実施、もしくは実施が決定している競技」は、国体改革の方向性である国際競技力の向上という観点を重視し、「(2)わが国古来の伝統的な競技」及び「(3)国際的に普及し、より競技性が高く、国際競技力向上の一翼を担う競技」と比して、その重要性を評価し、300点の配点とした。

「2.競技の普及状況及び組織体制・環境の整備状況について」は、各都道府県における当該競技の普及状況、並びに、競技を行うための基礎的な環境の整備状況を評価する項目とし、国体が都道府県対抗形式で実施することに鑑み、特に項目1及び2に高い配点を設定した。

項目4は、今後の国体の方向性でもある国際競技力の向上に関し、国体を通じて特にジュニア競技者を中心とした育成・強化の体制整備について

評価する項目とし、国体改革2003から継続して重要視している項目であることから、項目1及び項目2と同様、その重要性について評価し、配点を高く設定した。さらに各項目の配点内訳において、「基礎調査」と対面による口頭調査の「ヒアリング調査」については、ヒアリング調査を重視することとした。以上、項目1から項目8は合計1,500点した。

正式競技選定に関する今後の予定としては、評価集計作業を取り進め、正式競技の競技名を公表は評価集計作業の進捗状況、開催県をはじめとする関係機関・団体等との調整が速やかに取り進められた場合には、大分国体終了後から12月までの間に臨時の国体委員会を開催し、審議したい旨を報告。

(2) 国民体育大会功労者表彰について

本表彰は、国体に通算30回以上参加し、その発展に貢献した方々を表彰するもので、第43回京都国体より行っている。本年度は23団体より33名の方々を第63回大分国体役員懇談会の場において表彰する旨を報告。

3. 日本スポーツマスターズ関係 (坂本委員長)

・「日本スポーツマスターズ2008」について

日本スポーツマスターズ2008高知大会は、9月19日(金)から23日(火)までの5日間(ゴルフ競技は24日(水)から26日(金)までの3日間)、高知県下6市・2町・1村、32会場で、前回大会と同様13競技に、オリンピック或いは世界選手権大会に出場経験のある選手を含む、過去最多の7,355名が参加し開催されることを報告。

開催県の中内理事より大会成功に向け鋭意準備を進めている旨を挨拶。

4. 生涯スポーツ推進事業関係 (森委員長)

・平成20年度「体育の日」中央記念行事について

本年度の「体育の日」中央記念行事・子どもの体力向上キャンペーンは、元気アップ子どもスポーツフェスティバルとして、10月13日(月・祝)に、昨年同様、国立スポーツ科学センターを会場に、文部科学省、日本スポーツ振興センター、日本レクリエーション協会及び本会の主催により実施することについて報告。

5. スポーツ指導者育成事業関係

(岡崎専務理事)

・公認スポーツ指導者等の表彰について

公認スポーツ指導者等表彰要項に基づき、都道府県体育協会及び中央競技団体からの推薦者について、去る9月4日開催の指導者育成専門委員会において審査した結果、資料のとおり計210名の方々を、来る12月13日開催の公認スポーツ指導者全国研修会の開会式において表彰する旨を報告。

6. スポーツ少年団育成事業関係

(森常務理事)

・スポーツ少年団夏の諸事業の終了について

本年度の夏の事業として、第35回日独スポーツ少年団同時交流をはじめとする国際交流事業のほか、第46回全国スポーツ少年大会等国内交流事業、並びにリーダー養成事業等の計7事業を、資料のとおり実施し成功裡に無事終了した旨を報告。

7. 国際交流事業関係

(松田委員長)

(1) 第16回日・韓・中ジュニア交流競技会の終了について

本交流競技会は、去る8月23日(土)から29日(金)までの7日間、千葉県千葉市を主会場として開催された。日本選手団は監物永三常務理事を団長とする254名をはじめ、韓国選手団、中国選手団、地元千葉県選手団が11競技に参加した。競技会は高いレベルでの競技が行われ、高校生らしい交流風景も含め、大会目的を果たせた旨を報告。

(2) 第12回日韓青少年夏季スポーツ交流事業(派遣・受入)の終了について

8月16日(土)から22日(金)までの7日間、日韓同時に派遣・受入を実施した。本会派遣団は、古川徹理事を団長として、福岡県からサッカー、バレーボール、和歌山県からバスケットボール、卓球、バドミントンの小・中学生、指導者及び本部役員の218名が、韓国・光州広域市を訪問した。

韓国代表団の受入は、福岡県体育協会に協力いただき、福岡市内の各競技場で資料のとおり競技会を実施した旨を報告するとともに、派遣団団長を務めた古川理事より所感を報告。

8. その他

・第29回オリンピック競技大会(2008/北京)について (竹田理事)

8月の北京オリンピックに関し、役員各位に対し、それぞれの立場で協力い

ただいたこと、また現地に赴いていただいたことに対し謝辞を述べ、日本選手団の活躍について報告するとともに、次回のロンドンオリンピックに向けての抱負ならびに2016年東京オリンピック・パラリンピック招致の実現などの所感を報告。

以上の諸報告をいずれも了承後、次回理事会は11月12日(水)14時から開催する旨を確認し、15時閉会。